

住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県産木材を使用した住宅及び事業用建築物のリフォーム等に対し補助することで、民間建築物において県産木材の利用を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 既存住宅等のリフォーム等

山口県内に存在する既存の住宅及び事業用建築物の修繕、補修のための建築工事をいう。

(2) 県産木材

山口県内で伐採された木材で、県内の製材所等が加工したものであり、伐採又は製材等を行った事業者により産地及び数量が証明された木材をいう。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、県税の滞納がない者であり、次の各号のいずれかであること。

(1) やまぐち木の家づくり等推進工務店

(2) やまぐち建築物木造化推進協定締結者

(3) 実績報告書の提出までに(1)若しくは(2)となる者

(交付の対象となる建築物)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅及び事業用建築物は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 山口県内に既存する住宅及び事業用建築物で、リフォーム等を行う物件であること。

(2) 構造材若しくは内装に県産木材を使用すること。

(3) 構造材のうち短辺90mm以上の木材は、優良県産木材及びJAS認証木材であること。

(4) 第7条の申請をする日の属する年度の3月10日までに工事が完了するものであること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に、補助金交付申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を、リフォーム工事等に着手する前又は当該年度の12月20日のいずれか早い日までに一般社団法人山口県木材協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 会長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、当該申請書を提出した者に交付決定通知書(様式2)を通知するものとする。

2 会長は、前項の場合において、適切な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付を決定することができる。

3 会長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の取り下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「申請者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(申請内容の変更)

第10条 申請者は、第7条に基づき申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(様式3)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

2 会長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、変更内容が適当で

あると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書（様式4）を申請者に通知するものとする。

3 第8条第2項及び第3項の規定は前項の変更交付決定について準用する。

（軽微な変更の範囲）

第11号 前条第1項ただし書の定める軽微な変更は、別表2に掲げる重要な変更以外の変更とする。

（事業の中止）

第12条 申請者は、第8状の交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときは、補助金中止承認申請書（様式5）を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 申請者は、工事が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月15日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式6）を会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 会長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、当該申請者に額の確定（様式7）を通知する。

（補助金の支払い等）

第15条 申請者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式8）を会長に提出しなければならない。

（補助金に係る証拠書類の保存）

第16条 申請者は、補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告及び検査）

第17条 会長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又はその職員に帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第18条 会長は、申請者が次の各号の一に該当する時は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 申請書及び提出書類の内容に偽りがあったとき

(2) 事業の実施方法が不適當であると認められるとき

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)4月1日から施行し、令和8年度事業に適用する。

別表第1（第6条関係）

区分	補助金額	内容（補助金の計算方法）
住宅	①と②の合計による （上限25万円、 下限5万円）	①構造材 県産木材（短辺90mm以上の木材は優良県産木材若しくはJAS認証木材であること）の使用量（立方メートル単位で、小数点第4位以下切り捨て）に30,000円を乗じて得た額
事業用建築物	①と②の合計による （上限100万円、 下限5万円）	②内装材 県産木材の使用面積（平方メートル単位で、小数点第2位以下切り捨て）に10,000円を乗じて得た額

別表第2（第11条関係）

重要な変更	次に該当するもの ・ 交付決定額の増額
-------	------------------------